

農林水産省

プレスリリース

平成20年6月17日
農林水産省

日本産果実マークの公表について

日本産果実マーク及び当該マークに係る使用許諾要領を公表します。

1. 農林水産省では、海外市場において、高品質な日本産品であることを海外のバイヤーや消費者等が識別できるよう、日本産果実の輸出に係る統一ブランドマークとして「日本産果実マーク」を策定しました。
2. 日本産果実マークを使用するためには、使用許諾要領に基づき、農林水産省生産局園芸課流通加工対策室に使用申請を行い、許諾を受ける必要があります。
3. また、今後は主要な輸出先国・地域においても当該マークの商標出願を行っていく予定です。

日本産果実マーク



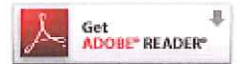
<添付資料> (添付ファイルは別ウインドウで開きます。)

- [日本産果実マーク使用許諾要領\(PDF:222KB\)](#)

— お問い合わせ先 —

生産局園芸課流通加工対策室
担当者:輸出振興班 中井、月岡
代表:03-3502-8111(内線4791)
ダイヤルイン:03-3502-5958
FAX:03-3502-4133

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省